

在外日本人国民審査権確認等請求訴訟 第1回期日について

この裁判は、海外で暮らす日本人が国民審査権を行使できずにいることの違憲性を問うものです。国民審査とは、既に任命されている最高裁判所の裁判官が、その職責にふさわしい者かどうかを国民が審査する解職の制度であり、国民主権の観点から重要な意義を持つものです。海外で暮らすからといって国民審査に投票できないのは憲法上の重大な問題です。

今後とも、継続的に関心をもってこの裁判の成り行きを見守っていただければと思います。

■第1回期日での主なできごと

訴状陳述・原告想田和弘さんの意見陳述：

訴状全文・本日の弁護団吉田京子弁護士による陳述の要旨、原告想田和弘さんの意見陳述は下記ウェブサイトで見られます。

国側答弁書の陳述：

国は、「国民審査制度を具体的にどのような内容の制度とするかの決定を広く立法政策にゆだねている」「(国民審査)法は、国民審査の具体的内容として我が国の領域主権の及ばない国外における審査を予定していない」と全面的に争っています。

また、原告が求めている請求(①-1国民審査をすることのできる地位または①-2国民審査できないことの違法確認請求および②国家賠償請求)のうち、①確認請求については、「不適法」と述べています。具体的な事実についての認否や国家賠償請求についての反論は、「追って、準備書面により行う」としています。

答弁書についても、下記ウェブサイトで見られます。

■次回期日 2018年__月__日__ : __ @ __ 法廷

■この裁判についてもっと知りたい方へ

期日が終わった後、裁判所の隣にある弁護士会館(右の地図の赤い建物)の1階ロビーで、11時10分より弁護団から訴訟の進行や今後の展開につき簡単なご説明を差し上げます。ご希望の方がいらっしゃいましたら、お越しください。



また、この訴訟の詳細については、「海外でも国民審査を」ウェブサイトにてご確認ください。QRコードからリンクに飛ぶことができます。

「海外でも国民審査を」ウェブサイト

<http://www.kempouihan.com/>

在外日本人国民審査権確認訴訟弁護団